

件 名

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

県立学校の学籍手続の電子化に伴う署名の廃止を行うため、埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

(1) 埼玉県立高等学校通信教育規程

埼玉県立高等学校通則に基づいて、埼玉県立高等学校の通信制の課程で行なう教育に関し必要な事項を定めるもの

(2) 埼玉県立中学校管理規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、埼玉県立中学校の管理運営の基本的事項を定めるもの

(県立学校人事課)

2 改正の内容

(1) 埼玉県立高等学校通信教育規程

転学・転籍及び退学手続において生徒及び保護者に求めていた署名を変更し、記名を求めることとする。

(2) 埼玉県立中学校管理規則

転学手続において保護者に求めていた署名を変更し、生徒及び保護者の記名を求めることとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

改正案	現 行
<p>埼玉県立高等学校通信教育規程</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(転学・転籍)</p> <p>第十八条 生徒が転学又は転籍しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退学及び除籍)</p> <p>第十九条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十条～第二十三条 (略)</p> <p>様式第1号・様式第2号 (略)</p>	<p>埼玉県立高等学校通信教育規程</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(転学・転籍)</p> <p>第十八条 生徒が転学又は転籍しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退学及び除籍)</p> <p>第十九条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十条～第二十三条 (略)</p> <p>様式第1号・様式第2号 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県立中学校管理規則</p> <p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(転学)</p> <p>第九条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者<u>と共に記名の上</u>、校長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十条～第十九条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県立中学校管理規則</p> <p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(転学)</p> <p>第九条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者<u>が署名し</u>、校長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十条～第十九条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通信教育規程(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項及び第十九条第一項中「連署」を「共に記名」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「が署名し」を「と共に記名の上」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。